



南九州市は、市外から転入する子育て世帯も応援しています！

子育て転入世帯家賃応援補助金



補助の内容

※1

家賃月額 **の 1 / 2 × 最長36ヶ月**
(上限月額 2万円)

対象者

(重要)

以下の全ての要件を満たす方が対象となります

- **新たに民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、令和3年4月1日以降に、本市に転入し居住を開始している子育て世帯** ※2
- **南九州市内外の事業所に、常用の雇用者として勤務する方**
- 市税等の滞納がない者
- 生活保護等の公的制度による家賃補助等を受けていない者
- 暴力団員でない者
- 外国人の場合は、永住許可を受け、本市の住民基本台帳に登録されている者
- 南九州市役所の職員でない者

申請の受付期間

転入日 (または、転入日以後に新たに子が生まれた日) から6ヶ月以内

交付申請書の提出

所定の様式に、必要書類を添えて提出します

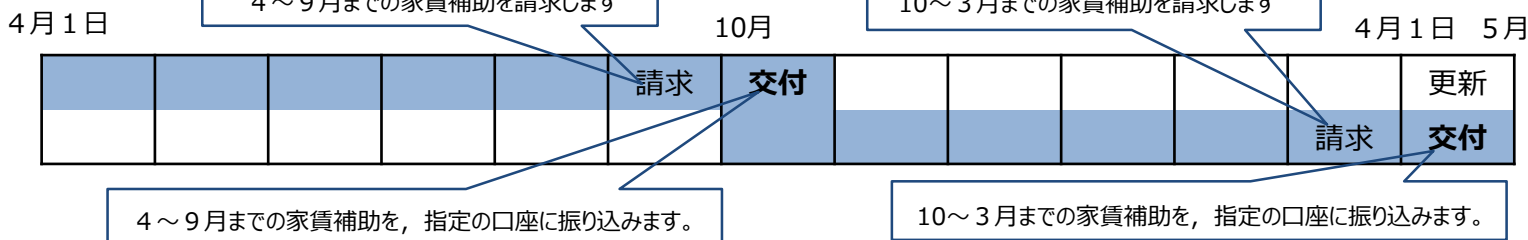
審査・交付決定

請求

前期 (4～9月)・後期 (10月～3月) でそれぞれ関係書類を提出します

口座振込

補助金の支払い



注意事項

転居：転居月の前月までとなります。ただし、他の民間賃貸住宅へ転居した場合は、36月以内の範囲内で再申請が可能です。
離職：離職した日の属する月の前月までの家賃補助となります。(この場合、再申請を行うことはできません)

用語解説

※1 家賃：家賃(共益費、駐車場代等を除く)から住宅手当を控除した額

※2 子育て世帯：転入日において義務教育を終了するまでの子どもと生計を一にする世帯 または 転入日以後に新たに子が生まれた世帯

お問い合わせ

ふるさと振興室移住定住係

電話：0993-83-2511 FAX：0993-83-4469

みな、みりよく!



南九州市